

関係府省庁意見対応表

13. 富山市

コンパクトシティ戦略による富山型都市経営の構築

～ソーシャルキャピタルあふれる持続可能な付加価値創造都市を目指して～

(a)規制・制度改革

21. 【指摘箇所】

(49 ページ 13行目～ 15行目)

<<再生可能エネルギーを活用した農業活性化>>

小水力発電の導入にあたっては、手続きが煩雑なことや時間を要することなど、課題が多くあるため、普及が進まず、規制の緩和が不可欠である。

具体的には、以下の規制緩和が必要である。

・農業用水に従属する場合でも規模に関わらず水利権を取得する必要があるため(河川法 23条)、発電に際し水量に影響を与えない一定規模の小水力発電施設の設置については、許可制ではなく届出制に変更し、手続きの簡素化を図る。

【指摘内容】

[府省庁名]国土交通省

従属発電に係る水利使用について、許可制を届出制とすることは、

(1)従属発電に係る水利使用が従属元の水利権の許可の範囲内のものであるかについての河川管理者による審査・管理が行われないこととなると、不適正な取水により、他の水利使用者や河川環境に悪影響を及ぼすおそれがある

(2)発電のため不適正な取水があった場合に、許可取消などの適正な処分が困難となるなどの理由から、適当でない。

【対応状況】

(自治体にて上記指摘への対応状況を記入すること)

指摘の内容については、理解しており、届出制が困難なら、従来どおりの許可手続きを経て実施したい。

しかし、環境未来都市構想では国が選定都市と調整を図りながら、規制緩和を含めた支援を集中的に行うと伺っており、スピード間を持って事業を実施するためには、認可されるまでの期間の更なる短縮や提出書類の簡素化など、検討していただきたい。

22.【指摘箇所】

(49 ページ 19行目～ 21行目)

<<再生可能エネルギーを活用した農業活性化>>

・小水力発電の水利使用には県への流水占用料の納付が必要であり、維持管理面の負担が大きいが(河川法 32 条)、採算性が見込めない一定規模未満の設備に関しては、減免措置を設ける。

【指摘内容】

[府省庁名]国土交通省

流水占用料等については、河川法第32条に基づき都道府県知事が同法第23条から第25条までの許可を受けた者から徴収することができることとなっていることから、都道府県知事の判断によるものである。

【対応状況】

(自治体にて上記指摘への対応状況を記入すること)

ご指摘のとおり、流水占用料等の扱いについては、富山県河川法施工条例第4条に流水占用料等の額について、第5条に流水占用料等の減免が規定されている。しかし、第5条2項には、その他知事が特別の理由があると認める場合は、許可を受けた者の申請により、流水占用料等を減免することができるとの規定があります。本提案は、環境未来都市として、富山市のみならず、我が国全体の持続可能な経済社会構造の実現に寄与する取組であること、並びに地球温暖化や東日本大震災の原発事故を受けて、再生可能エネルギーの必要性が高まっていることからその普及促進に向け、民間企業のモデルとなるよう自治体が導入する場合については、減免措置をとっていただけるよう協議してまいりたい。なお、国としてもバックアップしていただけるようお願いしたい。

23.【指摘箇所】

(55 ページ 2 行目～ 6 行目)

<<交通空間の利活用交流推進>>

・現在、道路交通法における歩道内への車両等(路面電車を含む)の進入を禁止する規定(第8条第1項)と車両(路面電車を含まない)の通行を許可する規定(第8条第2項)について、トランジットモー的な賑わい空間づくりのため、安全確保を前提としつつ、歩行者空間に路面電車の進入を可能とすることを求める。

【指摘内容】

[府省庁名]警察庁

歩行者空間確保のために、道路交通法第8条第1項の規定を用いて車両等の進入を禁止する場合であっても、補助板を利用して路面電車を進入禁止の規制対象から除くことにより、歩行者空間に路面電車のみを進入させることは可能である。

【対応状況】

(自治体にて上記指摘への対応状況を記入すること)

「補助標識の設置により、歩行者空間に路面電車を進入させることは可能である」とのことについては、交通空間の利活用の推進に繋がるものと考えている。しかし、歩行者空間に路面電車を走行させることは各々の空間が混在し、事故等の危険が生じるとの指摘も推察されるものである。

こうしたことから、本市では、LRTをはじめとした公共交通機関を最大限に活用し、イベントとの連携を図りながら、賑わいを創出するものであり、現在利活用が可能である道路空間において実施することとしている。

今後は、中心市街地の活性化に向け、地域住民や交通事業者などと協議を行い、様々な組み合わせのイベントを実施してまいりたいと考えている。

なお、道路交通法第8条第1項の規定を用いて車両等の進入を禁止してイベント等の開催を検討する際には、実施内容や規模、安全施設・交通指導員の配置などについて関係機関と綿密に協議し、安全面において最大限の配慮を行ってまいりたい。